

平成 27 年 10 月 23 日
照会先
厚生労働省大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室
(担当・内線) 室長 安中 健 (3814)
災害対策調整係長 堀田 朋寛 (2830)
(電話・代表) 03 (5253) 1111
(電話・直通) 03 (3595) 2172

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による被害状況 及び対応について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨に伴う 10 月 23 日 11 時 00 分時点における厚生労働省の対応等については、別紙のとおりですのでお知らせします。

厚生労働省
平成27年10月23日
11時00分現在

平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況及び対応について（第26報）

1 厚生労働省における対応状況（10/23 9:00現在）

9月10日 4:15 厚生労働省情報連絡室を設置
16:00 厚生労働省災害対策本部を設置
17:15 同本部第1回会合開催
9月11日 16:15 同本部第2回会合開催
9月16日 10:30 塩崎大臣、永岡副大臣の被災地（茨城県常総市）視察

2 救護活動関連の状況（10/23 9:00現在）

(1) 救護班の活動状況（9月11日～25日（実活動終了））

DMAT（茨城県・千葉県・埼玉県・神奈川県）88チーム（9月11～14日）
東京都医療救護班（DMATと一体で運用）11チーム（9月11日～12日）
日本赤十字社救護班 21チーム（9月11～25日）
JMAT 茨城（茨城県医師会の医療チーム）10チーム（のべ数）（9月11～17日）

(2) EMIS（広域災害・救急医療情報システム）

茨城県 警戒モードに設定（9/10 7:20）
災害モードに設定（9/10 10:00）
警戒モードに設定（9/14 12:00）
栃木県 災害モードに設定（9/10 8:00）
警戒モードに設定（9/11 18:30）
平時モードに設定（警戒モード解除）（9/18 17:00）

3 被災者の健康管理等（10/23 9:00現在）

(1) 健康管理支援等

・ 9月10日以降 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県内の一部

避難所において、県内保健師が避難者の健康支援を実施（山形県、福島県及び千葉県は9月11日、宮城県は9月18日で終了）。

- ・ 9月10日 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、支援する関係者が留意する事項について情報提供。
(※ 平成23年6月に発出した事務連絡を再周知)
- ・ 9月11日 茨城県から保健師の派遣要請を受け、県外からの派遣調整を実施。7チーム（群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）が派遣準備（1チーム2～3名の保健師で構成）。9月15日から活動（9月15日～25日）。
- ・ 9月15、17日、18日、20日 職員（課長を含む延べ9名）を茨城県に派遣し、現地での保健師の派遣調整、及び避難所での保健師の保健活動の状況把握を実施。
- ・ 9月16日 公益社団法人日本看護協会は、近隣県看護協会から茨城県へ「災害支援ナース」を派遣するなどの支援を開始（9月16日～10月1日、派遣人員実績延べ488名。）。

(2) 医薬品提供支援等

- ・ 9月10日 茨城県にて茨城県薬剤師会が避難所における医薬品ニーズに対し医薬品を供給を開始（9月10日～11日）。
- ・ 9月12日 JMATを支援
(薬剤師派遣〔9月12日～16日〕及び医薬品供給〔9月12日～17日〕)。

(3) 心のケア等

- ・ 9月13日 茨城県の精神医療チームが避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応。
厚生労働省としては、茨城県からの要請により9月13日から情報収集・現地コーディネーター支援として2名を派遣（9月13日～19日）。引き続き技術的支援を継続。
- ・ 9月14日 日赤こころのケア班が避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応。
- ・ 9月18日 日赤こころのケア班は、常総市役所に活動の場を設け、市役所職員からの相談を受けるなど、被災地における支援者に対する支援を実施。
- ・ 10月13日 茨城県精神医療チーム、日赤こころのケア班による支援は、10月13日付で終了。県は新たに常総市役所に心のケアに関する相談窓口を設置。

(4) 避難者の介護予防

- ・ 9月11日 避難所生活が長期化することを想定し、避難者の介護予防を支援するため、老人保健課担当者、各県担当者、JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）事務局の連絡体制を構

築し、必要に応じてリハ専門職を派遣する等のサポート体制を構築することとした。(16時)

- ・ 9月11日 避難指示・勧告の出た茨城県、栃木県、福島県、宮城県、埼玉県における高齢者の避難状況、避難所生活の見通し等の介護予防に関する情報について県庁より収集。(18時)。
- ・ 9月12日 本省担当官を茨城県に派遣(12日～13日)。常総市石下総合体育館で避難状況を確認。(午後)。
- ・ 9月12、13日 DMAT(災害派遣医療チーム)とJMAT(日本医師会災害医療チーム)の全体会議において、関係者がJRATと連携して介護予防ニーズへの対応方針を確認。
- ・ 9月13日 水海道地区(常総市役所周辺)の避難所8カ所で介護リスク等の状況を把握。(9時～17時)
- ・ 9月14日 石下総合体育館に理学療法士、作業療法士が日中常駐しての介護予防チームが始動。(9時)
- ・ 9月17日 現地状況把握のため常総市へ課長補佐級職員2名を派遣。
- ・ 9月23日 本省担当官が再度、現地に入り避難状況を確認するとともに今後の対応方針について茨城県と協議。
- ・ 9月27日 9月23日の茨城県との協議に基づき、9月27日で支援を終了。

(5) 障害者への支援

- ・ 9月17日 現地状況把握のため茨城県及び常総市へ本省職員1名を派遣。

4 施設の被害状況 (10/23 9:00 現在)

(1) 医療施設

茨城県	病院	2箇所	(床上浸水[診療困難]、[9/12 県内の災害拠点病院に全患者を搬送済])
	診療所	23箇所	(床上浸水)

(2) 社会福祉施設

栃木県	7箇所	(床上浸水、土砂流入)
茨城県	35箇所	(雨漏り、床上浸水等)
福島県	1箇所	(雨漏り)
宮城県	7箇所	(雨漏り、床上浸水等)
埼玉県	5箇所	(床上浸水)

(3) 保健衛生施設

茨城県	2箇所	(保健所等、床上浸水等)	<u>11月に実地調査予定</u>
-----	-----	--------------	-------------------

(4) 職業能力開発施設

栃木県	1箇所	(雨漏り)
-----	-----	-------

5 水道の被害状況 (10/23 9:00 現在)

(1) 断水状況

県、市町村名	最大 断水戸数	現在の 断水戸数	断水期間	被害状況
【栃木県】	11,451 戸	0 戸		
塩谷町	110 戸	0 戸	9.09 23:00 ～ 9.11 5:00	河川氾濫による水管 橋破損（復旧済） 配水池水位低下 （復旧済）
栃木市	2,200 戸	0 戸	9.10 1:45 ～ 9.12 18:00	浸水による配水ポン プ停止（復旧済） ※ 一部に減圧地域
那須塩原市	940 戸	0 戸	9.10 7:30 ～ 9.15 16:40	林道崩落による導水 管破損、取水口閉塞 （復旧済）
小山市	7,500 戸	0 戸	9.10 10:10 ～ 9.13 11:00	浸水による浄水場 （配水ポンプ）停止 （復旧済）
日光市	697 戸	0 戸	9.11 ～ 9.19 24:00	7 地区で断水発生 配水管破損、取水口 閉塞等（復旧済）
下野市	4 戸	0 戸	9.10 6:30 ～ 9.10 19:30	道路陥没に伴う配水 管破損（復旧済）
【福島県】	641 戸	0 戸		
南会津町	491 戸	0 戸	9.10 4:30 ～ 9.12 23:30	管路破損、河川高濁 ・取水口閉塞による 浄水処理停止等 （復旧済）
伊達市	150 戸	0 戸	9.11 6:00 ～ 9.11 17:15	道路崩壊による配水 管破損（復旧済）

【茨城県】	約 11,818 戸	0 戸		
常総市	約 11,800 戸	0 戸	9.10 18:10 ～ 9.21 19:00	浸水による浄水場、 配水場ポンプ停止 ※ 鬼怒川の東側全 域で断水発生（断 水戸数は推定値） 東部配水場、相 野谷浄水場の仮復 旧により全域に給 水再開 ※ 相野谷浄水場、 飲用としての水質 確認済 9/24 16:40)
下妻市	18 戸	0 戸	9.10 18:00 ～ 9.11 19:30	道路崩壊による配水 管破損（復旧済）
【宮城県】	2,765 戸	0 戸		
仙台市	164 戸	0 戸	9.11 0:30 ～ 9.11 12:00	橋梁添架管の流出 （復旧済） ※ 別ルートからの 給水により復旧
栗原市	201 戸	0 戸	9.11 4:30 ～ 9.13	橋梁添架管の破損、 ポンプ停止、河川高 濁、井戸に濁水流入 （復旧済）
白石市	2,400 戸	0 戸	9.11 8:30 ～ 9.11 15:00	浄水場への土砂流入 （復旧済）
	計 約 26,675 戸	計 0 戸		断水戸数には常総市 の推定値を含む

(2) 応急給水（10月22日時点）

- ・ 茨城県 常総市役所で応急給水実施（給水車1台）

※ 10月21日に相野谷浄水場浄水処理施設の仮復旧完了、稼働済み。
引き続き本復旧に向けた作業を実施。

(3) その他

- ・ 「平成 27 年台風第 18 号等に係る政府調査団」に補佐級職員を 1 名派遣 (9/11)
- ・ 常総市に現場調査として補佐級職員を 1 名派遣 (9/12 ~ 13)
- ・ 常総市に現場調査として補佐級職員を 1 名派遣 (9/15 ~ 16)
- ・ 常総市に現場調査として補佐級職員等を 2 名派遣 (9/21)

6 災害ボランティアの活動状況 (10/23 9:00 現在)

- 被災地では、災害の状況に応じ、各地の社会福祉協議会（以下「社協」という。）を中心に、災害ボランティアセンターを開設。
- 各地の災害ボランティアセンターでは、被災家屋の片付けや泥出し、避難所の運営支援など、被災者の方々のニーズを踏まえ、以下のとおり、ボランティア活動の円滑な実施を支援。
- また、厚生労働省では、災害ボランティアセンターの運営状況等の把握のため、茨城県庁及び常総市へ課長補佐級職員 2 名を派遣。(9/17)

(1) 栃木県

	開所日	閉所日	10/21 までの延べ参加人数	備考
県社協				・ 県社協職員等が被災地社協の支援を実施。
鹿沼市社協	9月10日	—	6,024	
小山市社協	9月10日	—	998	
栃木市社協	9月11日	—	2,723	
日光市社協	9月13日	—	915	・ 10/5 から募集休止。

(2) 茨城県

	開所日	閉所日	10/21 までの延べ参加人数	備考
県社協	9月12日	9月30日	5,301	・ 茨城県、常総市、県社協、常総市社協が連携し、「茨城県災害ボランティアセンター」を設置。 ・ 県社協職員等が被災地社協の支援を実施。 ・ 9/30 をもって、常総市災害ボランティアセンターへ統合。
つくば市社協	9月11日	10月13日	28	
境町社協	9月12日	—	122	

常総市社協	9月13日	—	28,682
-------	-------	---	--------

(3) 宮城県

	開所日	閉所日	10/21 までの 延べ参加人数	備考
県社協				・ 県社協職員等が被災地社協の支援を実施。
大崎市社協	9月13日	10月3日	1,160	・ 閉所後は、大崎市社会福祉協議会古川支所においてボランティア活動の調整を行う。
大和町社協	9月13日	9月30日	1,402	・ 閉所後は、大和町社会福祉協議会においてボランティア活動の調整を行う。

(4) 全国社会福祉協議会の対応

- 9/11 より、被災地の状況に応じ、栃木県社協、茨城県社協及び宮城県社協に職員を派遣し、被害状況や社協の活動状況等について、現地確認や支援を実施。

7 施設等の提供について (10/23 9:00 現在)

(1) 雇用促進住宅の提供

- ・ 現在、宮城、茨城、栃木の雇用促進住宅提供可能戸数は 174 戸（宮城 25 戸、茨城 124 戸、栃木 25 戸）。
- ・ 茨城県の要望により、常総市の石下住宅を提供することが決定。
- ・ 雇用促進住宅の所有者である（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宛に職業安定局長名で住宅の提供を要請。（平成 27 年 9 月 25 日付、職発 0925 第 3 号）

(2) 茨城職業能力開発促進センターの提供

- ・ 茨城職業能力開発促進センターの敷地を災害廃棄物の仮置き場として提供。

8 茨城労働局における取組について (10/23 9:00 現在)

- 9月11日 茨城労働局対策本部 設置
- 9月14日 被災した常総労働基準監督署、常総公共職業安定所の仮事務所を土浦労働基準監督署、筑西公共職業安定所下妻出張所内に設置
- 9月14日 茨城労働局、近隣の労働基準監督署、公共職業安定所において相談窓口を設置
- 9月16日 常総公共職業安定所 2階に常総労働基準監督署、常総公共職業安定所共同で臨時相談窓口を設置

- 9月18日 茨城労働局から、災害復旧工事等に係る労働災害防止対策の徹底について関係団体（24団体）に要請
- 10月6日 土浦労働基準監督署に設置していた常総労働基準監督署の仮事務所、及び筑西公共職業安定所下妻出張所内に設置していた常総公共職業安定所の仮事務所をポリテクセンター茨城に移転。
なお、常総公共職業安定所2階に設置していた臨時相談窓口は閉鎖。
- 相談件数（9/14～10/15累計）：3,660件（主に雇用保険、休業手当に関する相談）

9 通知等の発出状況（10/23 9:00現在）

(1) 医療保険関係

- 9月10日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知
※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 9月10日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(2) 雇用保険関係

○ 特例的な失業給付の支給

9月9日の茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、板東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町、栃木県栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町、宮城県仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給できる特別措置を実施。

(3) 被災した要援護障害者等への対応について

- 9月10日の茨城県管内市町村の災害救助法の適用を受け、茨城県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。
- 9月11日付 災害救助法の提供を受けた栃木県及び宮城県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

(4) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 9月10日付 茨城県（管内自治体も含む。）に対して、今般の災害により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨を周知
- 9月11日付 各都道府県に対して、今般の災害により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願い

いする旨を周知

※ 平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知。

(5) 生活環境支援関係

○ 9 月 14 日付

「平成 27 年台風 18 号（大雨特別警報関連）による大雨等に係る被災者等の要援護者への緊急対応について」を発出し、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対し要請。

(6) 感染症対策関係

○ 9 月 11 日付

宮城県、茨城県、栃木県、仙台市、宇都宮市に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の消費及びねずみ族、昆虫等駆除を自ら行う場合に、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とする事ができる旨を周知。

(7) 労働災害防止対策関係

○ 9 月 17 日付

各都道府県労働局に対し、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を指示するとともに、建設関係団体に対し、労働災害防止対策の徹底を要請。

(8) 社会保険料等の徴収関係

○ 10 月 6 日付

茨城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成 27 年厚生労働省告示第 418 号）を告示し、9 月 10 日から 11 月 24 日までの間に到来する社会保険料等の納期限等を 11 月 25 日まで延長。また、同日付けで日本年金機構に対し、納期限等の延長等の取扱いについて周知。

(9) 労働保険料等の徴収関係

○ 10 月 6 日付

茨城県の一部地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成 27 年厚生労働省告示第 418 号）を告示し、9 月 10 日から 11 月 24 日までの間に到来する労働保険料等の納期限等を 11 月 25 日まで延長。また、各都道府県労働局に対し、納期限等の延長等の取扱いについて周知。

10 その他 （10/23 9:00 現在）

○ 労働災害発生状況（9/11 13:00 現在）

- ・ 栃木県：2 名（うち 1 名は死亡）
- ・ 宮城県：2 名（うち 1 名は死亡）

以上